

改正 平成29年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）の教職員等の発明者としての権利を保障し、発明の促進及び研究意欲の向上を図り、本学における学術研究の振興及びその成果の社会的活用と保護を図るため、教職員等が行った発明等の取扱いについて定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

一 「教職員等」 次に掲げる者をいう。

ア 本学の専任教職員

イ 学校法人学習院（以下「本院」という。）と雇用関係にある者で、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者

二 「発明等」 発明、考案、意匠、回路配置、植物品種、プログラム又はデータベースの著作物、成果有体物及びノウハウをいう。

三 「職務発明等」 教職員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等であって、その内容が本学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等を行うに至った行為が本学における当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。ただし、プログラム又はデータベースの著作物にあつては本院の発意に基づき教職員等が職務上作成するものをいう。

四 「発明者」 発明等を行った教職員等をいう。

五 「知的財産権等」 次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な財産的価値があるもの

オ 外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

（権利の帰属・承継）

第3条 本院は、教職員等が行った職務発明等にかかわる知的財産権等の全部又は一部を承継する。ただし、本院が承継しないと決定した場合等においては、この限りでない。

2 前項にかかわらず、学外共同研究、受託研究に係る知的財産権等の帰属は、当該発明者の合意により当該学外共同研究契約書、受託研究契約書における発明に関する取決めによることができる。

3 教職員等が行った発明等が職務発明等に当たらない場合において、当該発明等にかかわる知的財産権等の譲渡を発明者が申し出たときは、本院はこれを承継することができる。

（発明等の届出）

第4条 教職員等が発明等を行った場合は、速やかに書面をもって所属長に届け出た後、書面をもって学長室研究支援センターを経由して、学長に届け出なければならない。

（発明委員会）

第5条 本学に発明等に係る知的財産権等の帰属、取得及びその活用を円滑に行うために、発明委員

会を置く。

2 発明委員会に関し必要な事項は別に定める。

(権利の承継等)

第6条 発明等に係る知的財産権等を本院が承継するか否かについては、発明委員会から学長への報告内容を踏まえ、院長が学長と協議のうえ速やかに決定する。

2 学長は、前項の決定を発明者及び当該発明者の所属長に通知する。

3 本院が発明等に係る知的財産権等を承継すると決定したときは、発明者は権利譲渡書及びその他必要な書類を学長室研究支援センターを経由して総務部総務課へ提出しなければならない。

4 本院は、前項による書類の提出を受けた後、速やかに当該発明等に係る知的財産権等を取得するための手続き(外国出願を含む)を行う。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。

5 本院は、出願及び権利保持に要する費用を、本院の知的財産権等の持分に応じて負担する。ただし、共同研究契約書等により定めがあるときは、その定めによる。

6 本院が譲渡された発明等に係る知的財産権等を放棄又は消滅させようとするときは、発明者にその旨を通知する。

7 本院は、承継した知的財産権の全部又は一部を、知的財産権の保護及び活用の支援を行う適当な事業団若しくは技術移転組織に譲渡することができる。

(権利譲渡への対価等)

第7条 本院は、次の各号に掲げる基準に基づく対価等を発明者に支払う。

一 発明等に係る知的財産権等の譲渡を受けた場合(ただし、プログラム又はデータベースの著作物の著作権にあってはその届出を受けた場合)、1件につき5,000円

二 前号により承継された知的財産権等が付与された場合、特許1件につき10,000円

三 知的財産権等を譲渡し、又は実施許諾することにより本院が収入を得たときは、その収入から当該発明等の出願、権利保持その他に要した経費を差し引いた額の100分の30に相当する金額

2 前項の知的財産権等が2か国以上において付与された場合については、当該国毎に前項第2号の対価等を支払うものとする。

3 前2項の対価等を受ける権利を有する発明者が二人以上のときは、それぞれの寄与度に応じた金額を支払う。

4 学外共同研究者等との共同発明であるときは、第1項第1号及び第2号については、発明を行った教職員等と学外共同研究者等との寄与度に応じた金額を発明者に支払う。第1項第3号については、その収入から当該発明等の出願、権利保持その他に要した経費を差し引いた額の100分の30に相当する金額を発明者に支払う。

(退職後の対価等の取扱い)

第8条 前条に定める対価等は、発明者が退職後も支払う。

2 前項に基づき当該対価等を受ける権利を有する者は、その居所等の連絡先を本院に届け出なければならない。

3 前項による届出がない場合において、本院から当該対価等を受ける権利を有する者に対し、3年間連絡が取れなかったときは、その者は当該対価等を受ける権利を放棄したものとみなす。

(不服の申立て)

第9条 発明等を届け出た教職員等が、第7条及び前条第1項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、不服を申し立てることができる。

2 学長は、不服の申立てがあったときは院長と協議のうえ、不服申立ての可否を決定し、当該教職員等に通知する。なお、学長は決定にあたって発明委員会の意見を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 発明者、発明委員会委員その他当該発明等に関係する者は、当該発明等の内容及びこれに関係ある事項について、本院及び本院が譲渡した者が出願するまでの期間、秘密を守らなければならない。ただし、共同研究契約書等により定めがあるときは、その定めによる。

(学生等が行った発明等)

第11条 本学及び本学大学院の学生が発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権等の譲渡を申し出たとき、本院はこれを承継することができる。この場合、当該学生については教職員等に準じてこの規程を適用する。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが行う。

(改正)

第13条 この規程の改正は、発明委員会の発議に基づき、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、科長会議の議により、院長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学習院大学における発明の取扱いに関する規程（平成12年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。